

## 北朝鮮による弾道ミサイル発射に断固抗議する決議

去る3月6日、北朝鮮は4発の弾道ミサイルを日本海に向けてほぼ同時に発射し、そのうち3発は日本海上の我が国の排他的経済水域内に落下した。これは、昨年11月に国連安全保障理事会で採択された安保理決議2321号を始めとする累次の安保理決議や日朝平壤宣言に違反するとともに、六者会合共同声明の趣旨にも反するものであり、断固として抗議する。また、航空機や船舶の安全確保の観点から極めて問題のある危険な行為であり、断じて容認できない。

北朝鮮は、昨年、核実験を2度にわたり実施し、また、長距離弾道ミサイルや潜水艦から発射したものを含め、20発を超える弾道ミサイルの発射を実施した。さらに、今年に入り、日米首脳会談直後の2月12日の発射に続き、今般も4発の弾道ミサイルを発射するなど、こうした核実験及び度重なる弾道ミサイルの発射は、新たな段階の脅威であることを明確に示すものであるとともに、我が国及び地域、そして国際社会全体の安全保障に対する明らかな挑発行動であり、強く非難する。

よって、本市議会は、北朝鮮が核及び弾道ミサイル計画を放棄し、更なる挑発行動を行わないよう強く求める。

また、六者会合共同声明に立ち返って、国連安全保障理事会決議に違反する行為を今後一切行わないよう強く求める。

そして、国連安全保障理事会をはじめ国際社会が、非軍事・外交的手段に徹しながら、この地域の緊張をこれ以上高めることなく、一致した対応で北朝鮮への働きかけを抜本的に強めるよう呼びかけるものである。

以上、決議する。

平成29年3月24日

内閣総理大臣  
総務大臣殿  
外務大臣  
防衛大臣

座間市議会